

午後3時42分再開

議長（塩原吉三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

動議の提出

（「議長」の声あり）

議長（塩原吉三君） 坂本忠幸君。

12番（坂本忠幸君） 副議長の不信任動議を提案いたします。

（「賛成」の声あり）

議長（塩原吉三君） ただいま坂本忠幸君から副議長青柳正敏君の不信任の動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

地方自治法第117条の規定により、副議長青柳正敏君の退席を願います。

（14番 青柳正敏君退場）

議長（塩原吉三君） 暫時休憩いたします。

午後3時43分休憩

午後3時44分再開

議長（塩原吉三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程追加の件

議長（塩原吉三君） お諮りいたします。本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。よって、副議長青柳正敏君の不信任の動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

副議長青柳正敏君の不信任の動議

議長（塩原吉三君） 提出者の説明を求めます。坂本忠幸君の登壇を願います。

（12番 坂本忠幸君登壇）

12番（坂本忠幸君） 副議長不信任案について、提案理由の説明をいたします。

平成15年1月1日施行、地方自治法第91条議員定数の改正に伴い、全国各自治体で議員定数条例制定の議論が行われております。本市においても9月から代表者会議等で正副議長を中心に協議がなされてまいりました。本来、さまざまな意見をとりまとめ、議長の補佐役として調整するはずの副議長が、市民に対し、スタンドプレーとも思える私案を

配布し、議会の混乱を招いたことは、副議長の立場上、許されるものではありません。よって、副議長不信任案を上程するものであります。よろしくお願いいたします。

議長（塩原吉三君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

茂木光雄君。

- 9 番（茂木光雄君） ただいま副議長の不信任案が出た理由を、改めて、市民に対してピラを配ったということですが、この辺について詳細が私の方にはわかりませんが、どのような形でいつ、どこで、どんな形の何枚ぐらいが、それから内容についての説明を詳しくしていただきたいと思います。

議長（塩原吉三君） 暫時休憩いたします。

午後3時47分休憩

午後3時48分再開

議長（塩原吉三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（塩原吉三君） 茂木光雄君。

- 9 番（茂木光雄君） ただいま市町村合併についてという考えの中で、藤岡市は現在、3常任委員会制をとっておりますので、一つの案として4減、20議席の検討も必要かと思えます。このような形のもので出たということをおも初めに知りましたが、青柳議員の議会報告という形の中で、後援会等に配られた資料ということであれば、この中に、藤岡市の財政負担を初めとして病院は大丈夫かとか、そういう一連の中で検討も必要かと思えますという文章が、何ら不信任には当たらないと私は考えますが、この不信任の理由について、もう一度提案者に質疑をいたします。

議長（塩原吉三君） 坂本忠幸君。

- 1 2 番（坂本忠幸君） 本来、さまざまな意見をとりまとめるべき議長の補佐役として調整するはずの副議長が、市民に対し、先ほど見ていただいたように、議員の数の制定を書いて、また議会の混乱させて、とりまとめるべき副議長がこのような行為をしたことに対して、不信任を上程するものであります。

議長（塩原吉三君） 佐藤淳君。

- 8 番（佐藤 淳君） 今回の提案理由の説明ですと、当然、正副議長は議会を円滑に運営していくために、中心となっているいろいろな作業をするということはわかりますが、では、そのことによって、個人の議員としての政治活動などを一切するなということでしょうか。

議長（塩原吉三君） 坂本忠幸君。

1 2 番（坂本忠幸君） 副議長の立場でとりまとめるべき役なのに、自分の考えをばらまくという
ことは不適切だと思います。

議 長（塩原吉三君） 佐藤淳君。

8 番（佐藤 淳君） 当然、議員にはいろいろな権利が許されていまして、自分が市民から負託
を受けて、いろいろなことに対して市政報告やいろいろなものは議員活動として、ある
いは議会活動として許されているのです。議会をとりまとめるということと、個人の一議
員の議会活動、あるいは議員活動は、全く別の次元ではありませんか。そのことについて
答弁していただけますか。

議 長（塩原吉三君） 坂本忠幸君。

1 2 番（坂本忠幸君） 議会を混乱させたことには間違いありませんので、先ほどのとおりです。

議 長（塩原吉三君） 佐藤淳君。

8 番（佐藤 淳君） そうしますと、それぞれいろいろな考え方はあるでしょうけれども、では
今後、いろいろなものに対して政治活動や議員活動をしていく、いろいろな方がいろい
ろな形で自分の主張を市民に対して知らしめています。これさえもいろいろな形の中で制限
していくということになりますと、法的にもいろいろな問題が出てくると思います。その
辺がきちんと法律で許されているものまでに対して、ただ単に混乱をさせた。では、どう
いう混乱をこの議会に対して青柳副議長が招いたのですか。それを事細かく明確に一通り
全部言ってください。これこれこういうわけで、こういうことですから、今議会に対して
極めて重大な混乱を招いたというものを明確に証明していただきたいと思います。そうで
なければ、何で動議を出したか、全くわかりません。混乱というのだから、これこれこう
いう事情で、いつ幾日、こういうことの中でこういう混乱が起きました。さらに、こうい
うことの中で、また次にこういう混乱が起きました。ですから、これに対して動議を出し
たのだということを明確にしていきたいと思います。混乱が実証できないのなら、動
議を出した意味はないです。

議 長（塩原吉三君） 坂本忠幸君。

1 2 番（坂本忠幸君） たび重なる代表者会議等でいろいろ議論してきたわけですがけれども、その
過程にあって、副議長は、皆さんに協力して、ぜひ議会が一本になって議決したいとい
うことを再三お願いしているにもかかわらず、自分ではそのような私信をばらまいてい
る。これは全く整合性がないので、非常に副議長の職ということを自覚していないの
ではないか、そのように感じました。

議 長（塩原吉三君） 松本啓太郎君。

4 番（松本啓太郎君） 今、佐藤議員が指摘しましたけれども、議会が混乱したという坂本議員
の発言でありますけれども、私は一議員として議会が混乱したことはないと思います。そ

れと、副議長であれ、また議長であれ、議会活動として許される範囲があると思うのです。その辺をお伺いします。

議長（塩原吉三君） 坂本忠幸君。

- 1 2 番（坂本忠幸君） この件は先ほども申し上げましたけれども、9月から一生懸命やっているわけなのです。それをこのように時間がかかって、私個人としても非常に混乱した。これは副議長の認識がないのではないかと思うから申し上げているのです。

議長（塩原吉三君） 新井雅博君。

- 1 6 番（新井雅博君） 坂本議員にお尋ねをさせていただきますが、ただいまご提案された内容の趣旨の中に、これから私が申し上げる内容を十分勘案されて提出されているのかどうか、ご確認させていただきたいと思います。

この定数条例の制定に関する代表者会議につきましては、8月の後半から9月の半ばの全員協議会を含めて、昨日まで含めて計9回、るる代表者会議を開いてきたわけでありま。その間、それぞれの定数条例に対する定数のそれぞれの議員の考え方、あるいは会派としての考え方、そういったものをさまざまな角度から調査研究を行い、その都度都度、代表者会議でそれぞれの議員、それぞれの会派の考え方を本日まで述べてきた経緯があります。そして、それぞれの会派が4減案の20人、あるいは2減案の22人、あるいは現有の24人、その3案が大きな柱として正副議長に代表者会議の席で報告をされたわけでありま。そのときに、過半数を得るならば、当然、議会で議決決定がされるわけでありま。けれども、この定数条例の審議に入る前段として、先ほど来ありますように、議会自らの判断によって決するものだという大前提の中で代表者会議がスタートしたわけでありま。何と。してでも、この議会に議会として議決ができる案を出そうではないかということ、すべての議員が承知をしてスタートした案件でありま。

ところが、3案とも過半数を得られない現実が、12月に入り、議会を目の前にあらわれたわけでありま。そこで、正副議長思案の結果、何と。してでもこのままであれば議決決定が見られない。この議会の責任における定数問題を市長にゆだねなければならない事態になる。このことだけは何と。してでも代表者会議においても阻止をしなければならない。何と。してでも正副議長、骨を折って議決がいただけるような2案に決定していただきたい。そういったことを私ども啓風会としても正副議長に強く申し入れた経緯があるわけでありま。その3案が、どの会派も一歩も引かない状況下の中で、正副議長が最後、思案の結果、我が啓風会に、何とかこの議案が議決できる方法に導くことができないだろうかという話がありま。そのことは坂本議員にも報告をした経緯があるかと思いま。

そういった作業の中で、何と。してでもこの議案を議会の責任において議長と副議長の努力を無にすることなく実現しようということで、本日の青木議員の議員提出議案に賛同す

るといふ形で議決を見たわけでありませう。当然、その間において副議長自ら、何としてでも議決を見る方向に努力をしていただきたい、そういった要請をも受けておりました。その副議長自らが、これだけ努力をした議長並びに17名の賛同議員に対して、何らその審議を履行することなく、自分個人の意見に走ったことは、大きな審議違反であり、当然、本日、議会が遅れたことにも大きな要因があるわけでありませう。今、私がるる申し上げたわけでありませうけれども、そういったことを十分踏まえた内容であるのか、ご確認をしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

議長（塩原吉三君） 坂本忠幸君。

1 2 番（坂本忠幸君） ただいま新井議員の方から出ましたとおりでございます。

議長（塩原吉三君） 三好徹明君。

1 番（三好徹明君） 今、新井議員の方からるる説明していただきまして、大体様子が分かりました。先ほどの不信任の案によりませうと、青柳副議長がばらまいたとされる機関誌がもとで議会が混乱したような印象を受けましたが、そうではなくて、今、新井議員が言われたようなことによつて議会が混乱した、その責任を不信任という形で出したということでありませうけれども、ここで問題なのは、定数を削るか削らないかという本質的な問題についての議論が十分になされてない。これは我々議員が市民から来年の4月に4年間の議員活動の結果のテストを受けるわけでありませう。その中で、るる議論されているように、厳しい環境の中で我々は市民の負託にこたえていかななくてはならない。あるいは、執行機関に対して議会としての権威をつくるためにも、自ら率先して血を流していかなければならないという議論が幾つも出ました。それはつまり私たちを厳しい環境に置いていこうという、議員定数を削減するかしらないかという問題でありませう。当初、22人を提案していた人たちが、執行部に意思決定を任してしまう、やむを得ずに執行部に任してしまうのは忍びがたい、市民に対して申しわけないということで、24人にすり寄つたような印象、それが私は今回の議論の本質ではないかと思ひます。

ところが、実際は私たちは、私が先ほどるる言つたような視点からこれを論じるべきであつて、市民に対して議会が自分で自己決定できないということが恥ずかしいとか、そういう問題では全然ないと思ひます。私はそう思ひます。自分で決められなければ執行部に一任すればいいのだ、それが議会の姿だから、オープンに何も格好をつけることはないのだ、私はそこに問題の本質がある。世間に対して格好をつけて、自分たちのポーズだけとるのは、本質的な議論ではないと思ひます。それに混乱を招いたと言つて青 副議長の不信任をするということは、全く見当外れのことだと私は思ひますのでありませうけれども、その辺について提案者にご意見を伺ひます。

議長（塩原吉三君） 坂本忠幸君。

1 2 番（坂本忠幸君） ビラの件も大きな原因の一つなのです。そのほか、先ほど新井議員の方が細かく述べていただいたようなわけで、不信任案を提出させていただいたわけです。

議長（塩原吉三君） 三好徹明君。

1 番（三好徹明君） 今、再びビラが大きなもとであると言いますが、先ほど佐藤議員も言っていたように、我々は政治家として政治活動を認められる立場であります。私も一般質問でも言いましたが、三好通信という機関誌を35号まで発行しております。中にはそれを無断で複製コピーして、私にあらぬいちゃもんをつけてきた方もおりますけれども、これは裁判で明確になっております。この私たちの政治活動、議員活動を、もし拘束したり、恫喝や脅しで規制するようなことがあったら、藤岡市には民主主義はない、私はそのように思います。この機関誌の発行について、それをもとにして、大半がそこに原因があるということで副議長を不信任するのであれば、議会は自ら否定するものだと私は思いますので、この副議長不信任については認められません。

議長（塩原吉三君） 松本啓太郎君。

4 番（松本啓太郎君） 先ほど、新井議員が審議違反をしたということでありますけれども、それはどこでどのような審議違反をしたのか、全員の前でそのようなことがあったのかどうか、お尋ねします。それから、先ほど議会活動の範囲について提案者に伺いましたけれども、議長、副議長の議会活動の範囲、大変難しいです。それから議会の混乱、これについて答えてありません。答えてください。

議長（塩原吉三君） 坂本忠幸君。

1 2 番（坂本忠幸君） 私が感じるところに、今、非常に重要になっている議員数のことで、それを自分の案を出してしまうということは、これは本当に議員に対しても不安を与えるものでありまして、それが原因です。

議長（塩原吉三君） 吉田達哉君。

2 3 番（吉田達哉君） 私も新井議員同様、これから何点が質問させていただきますけれども、そういうことを提案理由の説明の中に含んでいるのかどうか、伺いたいと思います。

まず1点目として、ビラを配って議会を混乱させたという文言がありますけれども、それについてでは、ビラを配ることにより自分の政治行動が制約されて、調整役として機能が果たせなかったのではないかというふうに思いますけれども、その辺はどうか。

それから、政治活動ということですが、個々の議案、またその他のものについては一切そういった制約を受けるわけではありませんけれども、今回のものについては、正副議長自ら議会としての意見のとりまとめをということでありますので、何らほかの政治活動に対して制約を加えるものではありませんが、議会を混乱させたということにはつながるという判断であったのか、その辺についてお伺いします。

議長（塩原吉三君） 坂本忠幸君。

1 2 番（坂本忠幸君） 吉田議員のおっしゃるとおりです。

議長（塩原吉三君） 他に質疑はありませんか。

笠原史嗣君。

1 0 番（笠原史嗣君） 先ほどから提案者には皆さんからの質問がかなり及んでいるところで、重複しないような形でメモをさせていただきましたので、質問をさせていただきますけれども、一応、先ほど新井議員の方からも質問があった中での、そのとおりですということのお話もあった中で聞かせていただくのですが、私も代表者会議の方には出させていた中での経過等はわかっておるつもりでございます。先ほど三好議員の方からは、議会が決められないのだったら、それはそれなりの議会だからしょうがないのだから、執行部にあずければいい、そういう話もありまして、私もその部分については十二分にそのようには思っているのですけれども、実際、私どもの会派としても、今回まず1点聞かせてもらうのは、議長、副議長はそのところで24人に対して、こうしなさい、ああしなさいといった部分があったのかどうか、それをまず1点確認させてください。私たちは20人を出していましたが、佐藤議員のところはたしか22人でしたから、3案あったわけなのですけれども、それを正副議長が偏った形での調整は一切していないものだ、このように私は思っておりますので、その辺のところは明確な形で提案者としてご答弁をいただきたいと思えます。まず1回目、それをお願いします。

議長（塩原吉三君） 坂本忠幸君。

1 2 番（坂本忠幸君） その件は議長ではないので私にはわかりません。

議長（塩原吉三君） 笠原史嗣君。

1 0 番（笠原史嗣君） わからないと言われればそれまでなのですが、それなりの提案者としての理由を説明しているわけなので、私自身がもし提案者で説明するとすれば、いろいろな質問があることを想定しながら、情報収集をしながら、提案者としての理由を説明するものかなと、私は自分自身がそうだった場合には考えるのですけれども、そういう中で今、ちょっとわからないということなのですからけれども、先ほどもスタンドプレーをしたというお話もあったですし、一応、今、わからないということなのですからけれども、わからない中で提案理由の説明をされて、副議長不信任という部分がいかがなものか、私はちょっとそれはまずいのではないかと思うわけです。

あくまでも私が理解している中では、私も代表者会議に出ていますので、このピラの件につきましても、当初こういう話が出ました。私もいかがなものかと思ったのですけれども、きょうピラを見たのですけれども、これを見ると検討も必要かと思えますという部分の、これは副議長という立場もありますが、試験的な形で、どこまで、どういうふうに、

どの人に青柳議員が配っているか、私は知りませんが、これはひとつの自分の個人的な政治活動として認められているもので、検討も必要かと思っていますと言っている部分で、これは不信任の部分について、先ほどピラが問題だと言われましたけれども、私は当たらないのではないかと、このように考えるのですけれども、その辺についてはまた答弁は同じになってしまうと思いますので、私の考え方だけを今、言っておきます。

では、もう一度、くどく聞かせてもらいますけれども、先ほど24人と聞いたかどうか分からないと言いましたけれども、では副議長はそここのところで働きかけを啓風会にしたということですから、そのときに提案者の坂本議員も経過の報告を受けているのだと思うのです。そのときに副議長は、その時点で、自分自身がこの24人にまとまらなければこの3案あるうちで廃案になってしまうかもしれないから、この24人にいってくれということと言われたのでしょうか。私は混乱と言われているのですけれども、自分なりの考えでいきますと、私たちは20人という提案の中がいて、22人がいて、この議場でぶつちやけた話をしますけれども、私が途中の解釈の中で言ったときには、約8人、もしくは9人ぐらいが22人にどうだったのかという部分があったわけです。私どもも、その時点では議長、副議長から要請を受けた中で、3人会派でいますから、私たちは20人ということには譲りませんでしたけれども、その後いろいろな話がなかった中で、今回、こういう経緯になったと思うのですけれども、その部分では、実際の話、私たち20人に集まっていたかのような調整もできないのではないですかという話もしたことがあるわけです。けれども、副議長は別にそこをどうこうという中で調整したわけでもないでしょうし、議長もそうですが、そういう部分の観点からいったときに、副議長は24人に寄ってもらわなければだめなのですよという解釈の言い方を果たしてしたのかどうか。それを提案者の方で、代表者会議にも出ていないし、その辺もちょっとよくわからないというわけには、この答えはいかないと思いますので、その辺の解釈を聞かせてください。

議長（塩原吉三君） 坂本忠幸君。

12番（坂本忠幸君） 24人にしてくれと言ったかどうかはちょっとわかりませんが、とにかくまとまる形で、議会が一本で通すようにしていただきたいということは聞いております。

議長（塩原吉三君） 笠原史嗣君。

10番（笠原史嗣君） その辺はわからないということなのですが、副議長の不信任案ということですから、提案者としては、その部分についてはいろいろと質疑も想定されると思いますので、明確な形でもうちょっと答弁をいただきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

最後になるのですけれども、とにかく私自身が考えるには、議長も副議長も誠心誠意い

ろいろな努力はしてくれたと思うのです。そのところで、やれこっちにするべきだ、これはそれぞれ議長だって副議長だって人間ですから、その立場にいれば中立公平なわけですけれども、議長はそこに座っているわけですから、副議長は議決するときには自分の議決権もはっきり言ってあるわけです。そこまでは別に規制されてはいないと私は思うのですけれども、要するに、倫理的な問題から、先ほど新井議員が言われましたけれども、これはちょっと審議に反するのではないかというお話が代表者会議でも出ていたわけです。けれども、青柳副議長の考えというのは、自分自身は副議長というものは全うしなくてはいけないということを頑張りながら調整しながらも、そういう中で一つの行動というのは自分なりのターニングポイントと言ったらいいのか、いろいろと自分でも葛藤したと思うのです。そのときに、もちろん議会人として副議長の立場もあった中で、最終的には市民の利益を考えるとこの部分の中で、自分の信念に基づいた行動を私はしてきたのかなと思っているのです。ただ、調整に対しては、しっかりとした行動で私が調整をしたとも聞いていますし、そのようにも見受けられるのです。だから、答えがなかなか難しくなるかもしれませんが、私自身は今回の不信任については大変賛成しかねますし、出てきた理由自体が、私自身もよくつかめないのです。例えば今の答弁をいただいた中でも、本当にどこにあるのかという部分が私はわからないので、さっき提案理由の説明はいただきました。どっちかというとピラの部分と議会の混乱を招いたという部分しか、よく聞こえなかったわけなのですけれども、それが今の質疑で一々答弁をいただきながら、だんだんと皆さんがわかってくるのだと思うのですけれども、もう一度、提案理由の説明の中にはなかった部分、例えば新井議員、吉田議員が言った部分で、坂本議員の提案者がそのとおりですとお答えしましたけれども、そのとおりですとお答えした中には、間違いなく自分の中でそのとおりだと思っている解釈があるからだと思うのです。だから、提案者としての見解をもう一度、明確に述べていただきまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（塩原吉三君） 坂本忠幸君。

- 1 2 番（坂本忠幸君） 先ほど来申しておりますけれども、調整役には不適任でありました。きょうの議会の開会が大幅に遅れたのも、そういうこともあります。

議長（塩原吉三君） 新井雅博君。

- 1 6 番（新井雅博君） 2度目に相なるわけでありましてけれども、私の名前が出てきますので、当然、私は啓風会の会長として提出者にもなる、代表者会議の様子については報告をしている経緯と責任がありますので、お話をさせていただきたいと思うのですけれども、やはり3案出た現況の中で、どこも通らないのだという現実を目の当たりにして、正副議長がさまざまな角度から思案した結果、21世紀クラブに飛んでいくわけでもなく、清風クラブに飛んでいくわけでもなく、新政クラブに飛んでいくわけでもない。啓風会に何とかこの

打開策を見出してほしいということ、啓風会の部屋の中で、議長が参りまして話をいただいた経緯を、私どもが真摯に受けて、我々の主張をそのまま通して行って、先ほど言ったように議場でとまらなければそのままでもいいのか。やはり、そうでないスタートに立ち返って議会で決定することは、議会の中でしっかりと議論を重ねながらやっていこう、そういう確約もして、どこで決定したかと言えば、この24人は紛れもなく啓風会自ら決した24人です。

しかし、その前段に正副議長がやむにやまれず、何とかこの事態を打開してほしい、そういう前提に立って、私ども啓風会とすれば、この定数をどれが適当ということは、それぞれを主張する人たちの考えでありますけれども、それを主張し続けるならば、冒頭申し上げた結果が見えているわけでありますので、そのときに新政クラブとも正副議長の招集の中で会議を持たせていただき、3日前にその決断をさせていただいたわけであります。当然、その決断を促したのは、一たんは正副議長の要請に基づくところもあるわけでありますので、啓風会並びにこの議案が通る形に相なった折には、当然、議長も後押しをする、副議長もその案に後押しをする、これは当然のこととして私ども議会人とすれば信じて行動をとってきたわけであります。その結論が出たにもかかわらず、議長を支える、私どもに話を投げかけた1人の副議長が、その案には乗れません、私自身の出身母体の考え方に同調いたしますということ、昨日、明言されたときには驚いたわけであります。そういった経緯の中で、本日を迎え、副議長自らがこの議案に賛同しない、署名ができないということは、何を信じてこれから議会行動、議会運営をしたらいいのか。私どもは議長、副議長を信じながら、議会をやってきたわけであります。そういった先ほど来よりそれぞれ啓風会並びに出ておりますので、その点をしっかりとご理解、ご認識をしていただかなければ、提案者にも本当に申しわけない、そんな気持ちで私はいっぱいであるわけでありますので、ぜひそういった状況乗り越えながら、今日に至ったということは、全議員が理解をしていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（塩原吉三君） 坂本忠幸君。

1 2 番（坂本忠幸君） 新井議員のおっしゃるとおり、それが心にありまして提案をいたしました。

議長（塩原吉三君） 松本啓太郎君。

4 番（松本啓太郎君） 提案者は私のお伺いに対して答えておりません。それから、審議違反をした、どこでどのような審議違反をしたのか、代表者会議の記録がありましたら、後でいただきたいと思っております。お願いします。

議長（塩原吉三君） 他に質疑はありませんか。

茂木光雄君。

9 番（茂木光雄君） しょっぱなに市町村合併についてという私の考えの青柳議員の文章をいただきましたけれども、こういった文章を入手した中で、検討も必要かと思えますという私信がいつ、どういう形で配られたのかという詳細な説明も坂本議員からはいただかなかつた。なぜかという、そういった明確な、いわゆるこじつけだろうと私にしてみれば考えます。それと今、新井議員の話では議長が会派室に来て決断をしてくれということで、渋々24人にいったのだ、そういう非常に何か責任を転嫁するような発言がありましたけれども、それは議長がわざわざ啓風会のところを訪れて決断をしてくれと言った。そこに青柳副議長の存在はないじゃないですか。実際に青柳副議長としてみれば、非常に調整役としていろいろ苦労され、代表者会議も再三にわたって開かれたということは私も存じておりますけれども、今の新井議員の話では、議長が啓風会のところに来て、24人に何とかお願いしたいということで、渋々、議長の要請に応じたというふうに自らおっしゃっているのではないですか。別に青柳副議長がそこに来て、ああしろこうしろと言ったわけでも何でもないのだし、そういった中で、これは完全な個人の活動を、坂本議員に至っては公の代表者会議に入っていないにもかかわらず混乱をしたとか、そういうことを正式な議場で言うということは、やはり不信任を出すに当たらない。冤罪と言いますか、正直言って、これでは議会の機能を果たせません。新井啓風会長にしても、議長が来たとはっきり言っているのではないですか。青柳議員はそこには行っていません。最後の責任者として議長がそれをしているのです。その議長が、そういう中でこういうことを論議したとしても、副議長たる青柳議員にとっては権限も何もありません。青柳議員はきちっとした中で十分調整役は果たしております。まして、こういった我々議員活動の中で、議員の定数については一生懸命やっております。代表者会議でもむのは当たり前、議会で論議になるのは当たり前、そういう中で、きちっとした結論が出た以上、不信任案は引っ込めていただきたい。以上でございます。

議長（塩原吉三君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

佐藤淳君。

（8番 佐藤 淳君登壇）

8 番（佐藤 淳君） 議長から登壇のお許しが出ましたので、青柳副議長に対する不信任動議に

対して、反対討論を行います。

本動議の背景には、今議会における議員定数条例の制定にあると思います。この件につきましては、各議員、1人会派の人もおりますので、各会派から3通りの意見が出ておりました。この2カ月の間においては、いずれの案も過半数に満たないのではないかという現状の中で、条例制定をするためには、どうしても出席議員の過半数が必要でありますので、いずれも過半数に達しないとすると、市長による専決処分によって決定されるということでありました。議員自らが、この件について決定できないということは、議会にとって非常に重大な問題であるとの認識から、正副議長による調整をお願いしたところでありました。なお、この調整につきましては、公明党、清風クラブは、最初から断っています。その調整に、こういうことですから正副議長の調整に応じましょう、いろいろな形の中で相談に乗らっしゃると言ってきたのは、私どもの会派21世紀クラブ、それから啓風会、そして新政クラブであります。その間、いろいろな意見が出たわけです。いろいろな会派がいろいろなことを言って、中には2度、3度、4度と削減だ、やれ現状だ、次はいろいろな理由の中で、また削減です、また24人です、というふうに二転三転した経緯があります。その中で、正副議長は昼夜を問わずいろいろな形の中で調整を続けてきました。私は、うちはその相談に応じますと言いましたから、たとえ夜でも何でも、何時でも結構ですから、来てくれれば幾らでも相談には乗りますという姿勢で臨んできました。正副議長においては、先ほどもいろいろ質疑の中に出ておりますけれども、例えば24人に賛成してください、あるいは22人に賛成してください、あるいは20人でまとめてください、こういうことではなかったと思います。いずれの案でも結構ですので、何とか議会で決定していただけるように調整作業をきのうまで行ってきたというふうに私は承知しています。その結果、過半数をとれた案に副議長が賛同しないという、そのような理由も今の質疑の中で若干受け取れるような気がいたします。

それから、ピラの件につきましては、このピラの配布は、代表者会議の中でいろいろな会派や議員が正副議長にこの問題について調整をしていただきたい、と要請する以前に、青柳副議長が自分の考え方や市の財政状況やいろいろなものを自分の支持者や自分の近所に朝早く起きて、こつこつと自分なりに知り合いのところに配ったというふうにも聞いております。

そこで、一番肝心なことは、議員は市民から投票によって選ばれています。市民からお預かりしている大事な議決権や、あるいは法的に許されている議員活動まで、いかなる理由があっても制約すべきではない、拘束すべきではないというふうに私は考えておりますので、したがって、青柳副議長不信任動議に対しては反対をいたしますので、議員各位の正しい判断をお願いして、討論といたします。

会 議 時 間 の 延 長

議 長（塩原吉三君） 本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

議 長（塩原吉三君） 他に討論はありませんか。
三好徹明君。

（ 1 番 三好徹明君登壇）

1 番（三好徹明君） 議長の登壇の許可を得ましたので、副議長不信任の反対討論を行います。

先ほどから議場でさまざまな立場の方が質疑応答をしているのを聞きまして、提案者である議員の明快な答弁がない。これは明快な意思を持って不信任動議をしたと、とても思えません。一議員の名誉に深くかかわることでございますので、そのような納得のできる討論も行われず、説明も行われていないように私は感じておりましたので、この不信任については全く同調できません。

この議会では、過去にも何度か不信任動議等が出されました。しかし、そこには明確な提案理由が、きちっと説明できるような環境が整っていたように記憶しております。今回の場合には、そのようなきちっとした、議場の議員の大きな名誉にかかわることを指摘しているような内容を含んでいるとはとても思えないのであります。このことが、数の力で採決されるようなことがありましたら、藤岡市の議会政治上の大きな汚点になって、後々まで記録されるのではないのでしょうか。私たちは少なくとも市民に良識ある代表者として議席を与えられ、ここで役目を果たしている。党利党略のような、あるいは派利派略のような政治の道具として議場が、議論が、討論が使われているとすれば、大変悲しむべきことであります。皆様の良識を持っていただいて、この不信任案について反対されることをお願いしまして、不信任動議の反対といたします。

議 長（塩原吉三君） 他に討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

議 長（塩原吉三君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。本動議のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（塩原吉三君） 起立多数であります。よって、副議長青柳正敏君の不信任の動議は可決されました。

暫時休憩いたします。

午後 4 時 3 8 分休憩

(休憩後は会議を開くに至らなかった)

午前0時自然閉会